

5 G サービス契約約款の一部改正

[改正]	[現行]
<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 料金</p> <p>第1節 料金及び工事費等</p> <p>(料金及び工事費等)</p> <p>第45条 当社が提供する5Gの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約に係る解約金、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、<u>電話リレーサービス料</u>及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第2節 料金等の支払義務</p> <p>(基本使用料等の支払義務)</p> <p>第46条 5G契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する基本使用料、<u>ユニバーサルサービス料</u>及び<u>電話リレーサービス料</u>の支払いを、付加機能、無線IPアクセスサービス又は情報提供サービスの提供の提供を開始した日から起算してその付加機能、無線IPアクセスサービス又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する付加機能使用料、無線IPアクセス定額料又は情報料の支払いを要します。</p> <p>ただし、別表2（付加機能等）又は当社が別に定める提供条件書に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等により5Gを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、ユニバーサルサービス料、<u>電話リレーサービス料</u>、付加機能使用料、無線IPアクセス定額料及び情報料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第47条～第51条</p> <p>第3節～第7節 (略)</p> <p>第10章 (略)</p> <p>第11章 損害賠償 (責任の制限)</p> <p>第62条 当社は、5Gサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その5Gサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以</p>	<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 料金</p> <p>第1節 料金及び工事費等</p> <p>(料金及び工事費等)</p> <p>第45条 当社が提供する5Gの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約に係る解約金、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第2節 料金等の支払義務</p> <p>(基本使用料等の支払義務)</p> <p>第46条 5G契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する基本使用料及びユニバーサルサービス料の支払いを、付加機能、無線IPアクセスサービス又は情報提供サービスの提供の提供を開始した日から起算してその付加機能、無線IPアクセスサービス又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する付加機能使用料、無線IPアクセス定額料又は情報料の支払いを要します。</p> <p>ただし、別表2（付加機能等）又は当社が別に定める提供条件書に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等により5Gを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、ユニバーサルサービス料、付加機能使用料、無線IPアクセス定額料及び情報料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第47条～第51条</p> <p>第3節～第7節 (略)</p> <p>第10章 (略)</p> <p>第11章 損害賠償 (責任の制限)</p> <p>第62条 当社は、5Gサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その5Gサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以</p>

上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、5 Gサービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその5 Gサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

(1) 料金表通則において基本使用料、付加機能使用料、情報料、無線 I P アクセス定額料、ユニバーサルサービス料 及び 電話リレーサービス料 として規定する料金

(2) (略)

3～4 (略)

第 63 条 (略)

第 12 章～第 13 章 (略)

料金表

(料金表目次)

通則 (略)

別記

1～3 (略)

4 電話リレーサービス料

5～6 (略)

通則

1～36 (略)

(電話リレーサービス料の適用)

37 電話リレーサービス料の適用については、第 46 条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によります。この場合において、F O M A 契約、F O M A コピキタス契約若しくは F O M A 位置情報契約、X i 契約若しくは X i コピキタス契約の解除と同時に新たに 5 G 契約を締結した場合における当該暦月の電話リレーサービス料の適用については、継続して 5 G 契約を締結していたものとみなして取り扱います。

38～49 (略)

(注 1)

(注 2) 当社は、第 49 項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の 5 G サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

別記

1 通話モードに係る通信料

(1)～(2) (略)

上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、5 Gサービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその5 Gサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

(1) 料金表通則において基本使用料、付加機能使用料、情報料、無線 I P アクセス定額料及びユニバーサルサービス料として規定する料金

(2) (略)

3～4 (略)

第 63 条 (略)

第 12 章 (略)

料金表

(料金表目次)

通則 (略)

別記

1～3 (略)

4～5 (略)

通則

1～36 (略)

37～48 (略)

(注) 当社は、第 48 項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の 5 G サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

別記

1 通話モードに係る通信料

(1)～(2) (略)

(3) 5 G（当社以外の携帯電話事業者が指定を受けた契約者識別番号に係るものを除きます。）の契約者回線とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供する列車公衆電話の電話機等との間の通信に係る相互接続点から契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別	料 金 額			
	次の秒数までごとに税抜額10円（税込額11円）			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝

			土曜日・日曜日・祝日		
5G通信料	5Gへの通信	14秒	26秒	26秒	28秒

(注1) 上記の料金のほか、協定事業者が定める料金の支払いを要します。

(注2) 昼間、夜間及び深夜・早朝並びに土曜日・日曜日・祝日は次の通りとします。

ア 昼間、夜間及び深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます。

ただし、土曜日・日曜日・祝日の区分があるものについては、その部分を除いた時間帯をいいます。

区 分	時 間 帯
昼 間	午前8時から午後7時までの間
夜 間	午後7時から午後11時までの間
深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間

イ 土曜日・日曜日・祝日とは、次の時間帯をいいます。

区 分	時 間 帯
土曜日・日曜日・祝日	土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後11時までの間

2～3 (略)

4～6 (略)

別表1～別表7 (略)

2～3 (略)

4 電話リレーサービス料

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
電話リレーサービス料	1契約ごとに	1円 (1.1円)

(注1) 電話リレーサービス料は、電話リレーサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

(注2) 電話リレーサービス料の支払いを要する暦月は、1年毎に当社が別に定めるものとし、当社のインターネットホームページに掲示するものとします。

5～7 (略)

別表1～別表7 (略)

附 則 (令和3年6月24日経企第799号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった5Gサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

X i サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第9章 (略)</p> <p>第10章 料金等</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 料金及び工事費等</p> <p>(料金及び工事費等)</p> <p>第48条 当社が提供するX i サービス (X i 特定接続を除きます。以下この条において同じとします。)の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約等 (定期契約及びX i コピキタス定期契約をいいます。以下同じとします。)に係る解約金、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。</p> <p>2～6 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 料金等の支払義務</p> <p>(基本使用料等の支払義務)</p> <p>第49条 X i 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表通則に規定する基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能、無線 I P アクセスサービス又は情報提供サービスの提供を開始した日から起算してその付加機能、無線 I P アクセスサービス又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表通則に規定する付加機能使用料、無線 I P アクセス定額料又は情報料の支払いを要します。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、料金表通則において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等によりX i サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能使用料、無線 I P アクセス定額料及び情報料 (以下「基本使用料等」といいます。)の支払いは、次によります。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第50条～第54条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節～第7節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第11章 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第12章 損害倍種</p> <p>(責任の制限)</p>	<p>第1章～第9章 (略)</p> <p>第10章 料金等</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 料金及び工事費等</p> <p>(料金及び工事費等)</p> <p>第48条 当社が提供するX i サービス (X i 特定接続を除きます。以下この条において同じとします。)の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約等 (定期契約及びX i コピキタス定期契約をいいます。以下同じとします。)に係る解約金、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。</p> <p>2～6 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 料金等の支払義務</p> <p>(基本使用料等の支払義務)</p> <p>第49条 X i 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表通則に規定する基本使用料及びユニバーサルサービス料の支払いを、付加機能、無線 I P アクセスサービス又は情報提供サービスの提供を開始した日から起算してその付加機能、無線 I P アクセスサービス又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表通則に規定する付加機能使用料、無線 I P アクセス定額料又は情報料の支払いを要します。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、料金表通則において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等によりX i サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、ユニバーサルサービス料、付加機能使用料、無線 I P アクセス定額料及び情報料 (以下「基本使用料等」といいます。)の支払いは、次によります。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第50条～第54条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節～第7節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第11章 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第12章 損害倍種</p> <p>(責任の制限)</p>

第63条 当社は、X i サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのX i サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、X i サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのX i サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

(1) 料金表通則において基本使用料、付加機能使用料、情報料、無線 I P アクセス定額料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料として規定する料金

(2) (略)

3～4 (略)

(注) (略)

第64条 (略)

第13章～第14章 (略)

料金表

(料金表目次)

通則 (略)

別記

1～3 (略)

4 電話リレーサービス料

5～6 (略)

通則

1～36 (略)

(電話リレーサービス料の適用)

37 電話リレーサービス料の適用については、第46条（基本使用料等の支払い義務）、料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1) F O M A 契約、F O M A ユビキタス契約若しくは F O M A 位置情報契約又は 5 G 契約の解除と同時に新たに X i 契約又は X i ユビキタス契約を締結した場合における当該暦月の電話リレーサービス料の適用については、継続して X i 契約又は X i ユビキタス契約を締結していたものとみなして取り扱います。

(2) X i ユビキタスにおいて契約者識別番号が第21条の5の2（請求による契約者識別番号の変更）に規定する M 2 M 専用番号であると当社が認めたときは、料金表別記の規定にかかわらず、電話リレーサービス料の支払いを要しません。

38～49 (略)

(注) 当社は、第49項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の X i サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

別記

1 通信料

(1) 通話モードに係るもの
ア～イ (略)

第63条 当社は、X i サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのX i サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、X i サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのX i サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

(1) 料金表通則において基本使用料、付加機能使用料、情報料、無線 I P アクセス定額料及びユニバーサルサービス料として規定する料金

(2) (略)

3～4 (略)

(注) (略)

第64条 (略)

第13章～第14章 (略)

料金表

(料金表目次)

通則 (略)

別記

1～3 (略)

4～5 (略)

通則

1～36 (略)

37～48 (略)

(注) 当社は、第48項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の X i サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

別記

1 通信料

(1) 通話モードに係るもの
ア～イ (略)

ウ Xi (当社以外の携帯電話事業者が指定を受けた契約者識別番号に係るものを除きます。)の契約者回線とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供する列車公衆電話の電話機等との間の通信に係る相互接続点から契約者回線等への通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額			
		次の秒数までごとに税抜額10円(税込額11円)			
		昼 間	土曜日・日曜日・祝日	夜 間	深夜・早朝
Xi 通信料	Xi への通信	14秒	26秒	26秒	28秒

(注1) 上記の料金のほか、協定事業者が定める料金の支払いを要します。

(注2) 昼間、夜間及び深夜・早朝並びに土曜日・日曜日・祝日は次の通りとします。

ア 昼間、夜間及び深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます。

ただし、土曜日・日曜日・祝日の区分があるものについては、その部分を除いた時間帯をいいます。

区 分	時 間 帯
昼 間	午前 8 時から午後 7 時までの間
夜 間	午後 7 時から午後 11 時までの間
深夜・早朝	午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 11 時から午後 12 時までの間

イ 土曜日・日曜日・祝日とは、次の時間帯をいいます。

区 分	時 間 帯
土曜日・日曜日・祝日	土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。)における午前8時から午後11時までの間

(2)~(3) (略)

2~3 (略)

4~6 (略)

別表1~別表7 (略)

(2)~(3) (略)

2~3 (略)

4 電話リレーサービス料

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
		次の税抜額(かっこ内は税込額)
電話リレーサービス料	1 契約ごとに	1円(1.1円)

(注1) 電話リレーサービス料は、電話リレーサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

(注2) 電話リレーサービス料の支払いを要する暦月は、1 年毎に当社が別に定めるものとし、当社のインターネットホームページに掲載するものとします。

5~7 (略)

別表1~別表7 (略)

附 則（令和 3 年 6 月 24 日経企第 799 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 3 年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第4項11号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。

4 経企第702号（平成26年8月8日）の附則第4項8号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。

5 経企第2408号（平成30年1月24日）の附則第3項7号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。

6 経企第406号（令和元年5月21日）の附則を次のように改めます。

（1）第20項第8号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。

（2）第21項第6号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。

7 経企第1635号（令和元年9月27日）の附則第3項5号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>附 則（令和 3 年 6 月 24 日経企第 799 号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、令和 3 年 7 月 1 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>4 経企第204号（平成17年5月24日）の附則第 5 項13号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。</p> <p>5 経企第848号（平成17年10月25日）の附則第 3 項11号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。</p> <p>6 経企第1105号（平成20年2月22日）の附則第 4 項 4 号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。</p> <p>7 経企第294号（平成21年6月24日）の附則第 5 項10号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。</p> <p>8 経企第1200号（平成22年2月22日）の附則第 3 項 9 号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。</p> <p>9 経企第621号（平成22年8月24日）の附則第 5 項 5 号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。</p> <p>10 経企第1022号（平成25年11月14日）の附則第 3 項 8 号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。</p> <p>11 経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第 5 項 8 号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。</p> <p>12 経企第1251号（平成26年1月10日）の附則第 6 項 8 号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。</p> <p>13 経企第406号（令和元年5月21日）の附則第 4 項 8 号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。</p> <p>14 経企第406号（令和元年5月21日）の附則第 5 項 6 号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。</p> <p>15 経企第1605号（令和元年9月24日）の附則第 3 項を次のように改めます。 （1）第 3 号の□を次のように改めます。 □ 削 除 （2）第 9 号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。</p> <p>16 経企第1635号（令和元年9月27日）の附則第 3 項 5 号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。</p> <p>17 経企第3254号（令和 2 年 3 月26日）の附則第 3 項 8 号を次のように改めます。 （1）ア中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料」に改めます。 （2）キ中、「基本使用料及びユニバーサルサービス料」を「基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めま</p>	

す。

(3) ク中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料」に改めます

18 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項10号のイの（ア）中、「無線 I P アクセス定額料及びユニバーサルサービス料」を「無線 I P アクセス定額料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。

19 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項26号オの次に次のカを追加します。

カ 電話リレーサービス料

（ア）電話リレーサービス料は、次表に規定する額を適用します。

区 分		単 位	料 金 額 （ 月 額 ）
			次の税抜額（かつこ内は税込額）
電話リレーサービス料	基本額	1 契約ごとに	1 円（ 1.1 円）
	加算額	1 追加番号ごと	1 円（ 1.1 円）

（イ）（27）に規定する複数番号機能の提供を受けている場合は、当社が付与する追加番号の数に応じて（ア）に規定する加算額を適用します。

（ウ） F O M A コピキタスにおいて契約者識別番号が M 2 M 等専用番号であると当社が認めたときは、（ア）の規定にかかわらず、電話リレーサービス料の支払いを要しません。

（注 1）電話リレーサービス料は、電話リレーサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

（注 2）電話リレーサービス料の支払いを要する暦月は、1 年毎に当社が別に定めるものとし、当社のインターネットホームページに掲示するものとします。

20 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則を次のように改めます。

（1）第3項28号を次のように改めます。

（28）削 除

（2）第4項9号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。

（3）第5項6号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。

（4）第6項9号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。

（5）第7項5号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。

ワ イ ド ス タ ー 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 料金等</p> <p>第1節 料金及び工事費等</p> <p>(料金及び工事費等)</p> <p>第39条 当社が提供するワイドスター通信サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、<u>電話リレーサービス料</u>及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第2節 料金等の支払義務</p> <p>(基本使用料等の支払義務)</p> <p>第40条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)については、料金表第1表第1(基本使用料)、第5(ユニバーサルサービス料)及び第6(電話リレーサービス料)に規定する料金の支払いを、付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)については、料金表第1表第2(付加機能使用料)に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等によりワイドスター通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、付加機能使用料、<u>ユニバーサルサービス料</u>及び<u>電話リレーサービス料</u>(以下「基本使用料等」といいます。)の支払いは、次によります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第41条～第42条 (略)</p> <p>(請求書等の発行に関する料金の支払義務)</p> <p>第42条の2 契約者(当社が指定する契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、ワイドスター通信サービスの利用に係る請求書等の発行を受けたときは、料金表第1表第7(請求書等の発行に関する料金)に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>第43条 (略)</p> <p>第3節～第7節 (略)</p> <p>第10章 (略)</p>	<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 料金等</p> <p>第1節 料金及び工事費</p> <p>(料金及び工事費)</p> <p>第39条 当社が提供するワイドスター通信サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第2節 料金等の支払義務</p> <p>(基本使用料等の支払義務)</p> <p>第40条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)については、料金表第1表第1(基本使用料)及び第5(ユニバーサルサービス料)に規定する料金の支払いを、付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)については、料金表第1表第2(付加機能使用料)に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等によりワイドスター通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、付加機能使用料及びユニバーサルサービス料(以下「基本使用料等」といいます。)の支払いは、次によります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第41条～第42条 (略)</p> <p>(請求書等の発行に関する料金の支払義務)</p> <p>第42条の2 契約者(当社が指定する契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、ワイドスター通信サービスの利用に係る請求書等の発行を受けたときは、料金表第1表第5(請求書等の発行に関する料金)に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>第43条 (略)</p> <p>第3節～第7節 (略)</p> <p>第10章 (略)</p>

第 11 章 損害賠償

(責任の制限)

第 53 条 当社は、ワイドスター通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのワイドスター通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、ワイドスター通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのワイドスター通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第 1 表第 1（基本使用料）、第 2（付加機能使用料）、第 5（ユニバーサルサービス料）及び第 6（電話リレーサービス料）に規定する料金

(2) (略)

3～4 (略)

(注) (略)

第 54 条 (略)

第 12 章～第 13 章 (略)

料金表

(料金表目次)

通則

第 1 表 料金

第 1～第 5 (略)

第 6 電話リレーサービス料

第 7 (略)

第 2 表～第 5 表 (略)

通則 (略)

第 1 表 料金（無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第 1～第 2 (略)

第 3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用	
(1)～(8) (略)	(略)

第 11 章 損害賠償

(責任の制限)

第 53 条 当社は、ワイドスター通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのワイドスター通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、ワイドスター通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのワイドスター通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第 1 表第 1（基本使用料）、第 2（付加機能使用料）及び第 5（ユニバーサルサービス料）に規定する料金

(2) (略)

3～4 (略)

(注) (略)

第 54 条 (略)

第 12 章～第 13 章 (略)

料金表

(料金表目次)

通則

第 1 表 料金

第 1～第 5 (略)

第 6 (略)

第 2 表～第 5 表 (略)

通則 (略)

第 1 表 料金（無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第 1～第 2 (略)

第 3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用	
(1)～(8) (略)	(略)

(9) 削除	
(10)～(12) (略)	(略)

2 (略)

第4～第5 (略)

第6 電話リレーサービス料

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
電話リレーサービス料	1 契約ごとに	1 円(1.1円)

(注1) 電話リレーサービス料は、電話リレーサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

(注2) 電話リレーサービス料の支払いを要する暦月は、1 年毎に当社が別に定めるものとし、当社のインターネットホームページに掲示するものとします。

第7 (略)

第2表～第4表 (略)

別表1～別表8 (略)

附 則 (令和3年6月24日経企第799号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

(9) 列車公衆電話の電話機等との間の通信の料金の適用	ワイドスター通信サービスの契約者回線とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供する列車公衆電話の電話機等との間の通信に係る相互接続点から契約者回線等への通信に関する料金は、2 (料金額) の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">料金種別</th> <th colspan="4">料 金 額</th> </tr> <tr> <th colspan="4">次の秒数までごとに税抜額10円 (税込額11円)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>昼 間</th> <th>土曜日・ 日曜日・ 祝日</th> <th>夜 間</th> <th>深夜・ 早朝</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ワイド スター通 信料</td> <td>第1種ワイドスター</td> <td>14秒</td> <td>26秒</td> <td>26秒</td> <td>28秒</td> </tr> <tr> <td>第2種ワイドスター</td> <td>13秒</td> <td>24秒</td> <td>24秒</td> <td>26秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記の料金のほか、協定事業者が定める料金の支払いを要します。</p>	料金種別		料 金 額				次の秒数までごとに税抜額10円 (税込額11円)						昼 間	土曜日・ 日曜日・ 祝日	夜 間	深夜・ 早朝	ワイド スター通 信料	第1種ワイドスター	14秒	26秒	26秒	28秒	第2種ワイドスター	13秒	24秒	24秒	26秒
料金種別				料 金 額																								
		次の秒数までごとに税抜額10円 (税込額11円)																										
		昼 間	土曜日・ 日曜日・ 祝日	夜 間	深夜・ 早朝																							
ワイド スター通 信料	第1種ワイドスター	14秒	26秒	26秒	28秒																							
	第2種ワイドスター	13秒	24秒	24秒	26秒																							
(10)～(12) (略)	(略)																											

2 (略)

第4～第5 (略)

第6 (略)

第2表～第4表 (略)

別表1～別表8 (略)

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 料金等</p> <p>第1節 料金及び工事費</p> <p>(料金及び工事費)</p> <p>第41条 当社が提供する専用回線等接続サービスの料金は、接続装置使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、<u>ユニバーサルサービス料</u> 及び<u>電話リレーサービス料</u> とし、料金表第1表 (料金) に定めるところによります。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第2節 料金等の支払義務</p> <p>(専用回線等接続サービスに係る接続装置使用料等の支払義務)</p> <p>第42条 契約者は、当社がその契約に基づいて専用回線等の接続を開始した日又はSMS送信機能の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間 (接続を開始した日又はSMS送信機能の提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。) について、料金表第1表第1 (接続装置使用料)、第5 (ユニバーサルサービス料) 及び第6 (電話リレーサービス料) に規定する料金の支払いを、付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。) について、料金表第1表第2 (付加機能使用料) に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>2 前項の期間において、利用停止等により専用回線等接続サービスを利用することができない状態が生じたときの接続装置使用料、付加機能使用料、<u>ユニバーサルサービス料</u> 及び<u>電話リレーサービス料</u> (以下「接続装置使用料等」といいます。) の支払いは、次によります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第43条～第45条 (略)</p> <p>第3節～第6節 (略)</p> <p>第10章 (略)</p> <p>第11章 損害賠償 (責任の制限)</p> <p>第54条 当社は、専用回線等接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその専用回線等接続サービスを提供しなかったときは、その専用回線等接続サービスが全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、専用回線等接続サービスが全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。) にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の</p>	<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 料金等</p> <p>第1節 料金及び工事費</p> <p>(料金及び工事費)</p> <p>第41条 当社が提供する専用回線等接続サービスの料金は、接続装置使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金及びユニバーサルサービス料とし、料金表第1表 (料金) に定めるところによります。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第2節 料金等の支払義務</p> <p>(専用回線等接続サービスに係る接続装置使用料等の支払義務)</p> <p>第42条 契約者は、当社がその契約に基づいて専用回線等の接続を開始した日又はSMS送信機能の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間 (接続を開始した日又はSMS送信機能の提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。) について、料金表第1表第1 (接続装置使用料) 及び第5 (ユニバーサルサービス料) に規定する料金の支払いを、付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。) について、料金表第1表第2 (付加機能使用料) に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>2 前項の期間において、利用停止等により専用回線等接続サービスを利用することができない状態が生じたときの接続装置使用料、付加機能使用料及びユニバーサルサービス料 (以下「接続装置使用料等」といいます。) の支払いは、次によります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第43条～第45条 (略)</p> <p>第3節～第6節 (略)</p> <p>第10章 (略)</p> <p>第11章 損害賠償 (責任の制限)</p> <p>第54条 当社は、専用回線等接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその専用回線等接続サービスを提供しなかったときは、その専用回線等接続サービスが全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、専用回線等接続サービスが全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。) にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の</p>

損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、専用回線等接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその専用回線等接続サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

(1) 料金表第 1 表第 1（接続装置使用料）、第 2（付加機能使用料）、第 5（ユニバーサルサービス料）及び第 6（電話リレーサービス料）に規定する料金

(2) ～ (3) (略)

3～4 (略)

第 55 条～第 55 条の 2 (略)

第 12 章～第 13 章 (略)

料金表

(料金表目次)

通則

第 1 表 料金（その他のサービスの料金を除きます。）

第 1～第 5 (略)

第 6 電話リレーサービス料

1 適用

2 料金額

第 2 表～第 3 表 (略)

通則 (略)

第 1 表 料金（その他のサービスの料金を除きます。）

第 1 接続装置使用料

1 適用

接続装置使用料の適用	
接続装置の種類等	ア～ヌ (略) ネ SMS 送信機能の接続装置使用料は、5G サービス、FOMA サービス、Xi サービス又は は卸携帯電話サービスの契約者識別番号の登録数に応じて、2（料金額）のとおり料金を 適用することとします。 ノ (略)

2 料金額

2-1～2-13 (略)

2-14 SMS 送信機能に係るもの

1 契約ごとに

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
-----	-----	------------

の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、専用回線等接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその専用回線等接続サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

(1) 料金表第 1 表第 1（接続装置使用料）、第 2（付加機能使用料）及び第 5（ユニバーサルサービス料）に規定する料金

(2) ～ (3) (略)

3～4 (略)

第 55 条～第 55 条の 2 (略)

第 12 章～第 13 章 (略)

料金表

(料金表目次)

通則

第 1 表 料金（その他のサービスの料金を除きます。）

第 1～第 5 (略)

第 2 表～第 3 表 (略)

通則 (略)

第 1 表 料金（その他のサービスの料金を除きます。）

第 1 接続装置使用料

1 適用

接続装置使用料の適用	
接続装置の種類等	ア～ヌ (略) ネ SMS 送信機能の接続装置使用料は、5G サービス、FOMA サービス、Xi サービス又は は卸携帯電話サービスの契約者識別番号の登録数 及び追加制御装置の数 に応じて、2 （料金額）のとおり料金を適用することとします。 ノ 追加制御装置の数は、1 の SMS 送信契約につき当社が定める数以内とします。 ハ (略)

2 料金額

2-1～2-13 (略)

2-14 SMS 送信機能に係るもの

1 契約ごとに

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
-----	-----	------------

			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
接続装置	基本額	1 契約ごとに	10,000 円 (11,000 円)
	加算額		
		1 契約者識別番号ごとに	75 円 (82.5 円)

第 2～第 5 (略)

第 6 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用	
(1) 電話リレーサービス料に係る適用除外	第 1 種接続装置、第 11 種接続装置、第 12 種接続装置、特定接続装置、通話録音接続装置及び SMS 送信機能に係る契約者は、電話リレーサービス料の支払いを要しません。
(2) 第 9 種接続装置及び第 10 種接続装置に係るユニバーサルサービス料の適用	第 9 種接続装置及び第 10 種接続装置に係る電話リレーサービス料の適用の単位については、2 (料金額) の規定にかかわらず、1 I P 電話番号及び 1 G W 接続用 I P 電話番号の数に応じて 2 (料金額) に係る加算額を適用します。

2 料金額

料金種別		単 位	料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
電話リレーサービス料	基本額	1 契約ごとに	1 円(1.1円)
	加算額	1 着信課金番号ごとに	1 円(1.1円)
		1 センタ側課金番号ごとに	1 円(1.1円)
		1 I P 電話番号ごとに	1 円(1.1円)
		1 G W 接続用 I P 電話番号ごとに	1 円(1.1円)

(注 1) 電話リレーサービス料は、電話リレーサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

(注 2) 電話リレーサービス料の支払いを要する暦月は、1 年毎に当社が別に定めるものとし、当社のインターネットホームページに掲示するものとします。

第 2 表～第 3 表 (略)

			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
接続装置	基本額	1 契約ごとに	10,600 円 (11,660 円)
	加算額	1 追加制御装置ごとに	660 円 (660 円)
		1 契約者識別番号ごとに	75 円 (82.5 円)

第 2～第 5 (略)

第 2 表～第 3 表 (略)

別表 1～別表 4 (略)

附 則 (令和 3 年 6 月 24 日経企第 799 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 3 年 7 月 1 日から実施します。

(その他)

2 経企第 87 号 (平成 21 年 4 月 24 日) の附則第 3 項 2 号中、「ユニバーサルサービス料」を「ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料」に改めます。

別表 1～別表 4 (略)

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第10章（略）</p> <p>第11章 料金等</p> <p>第1節 料金及び工事費</p> <p>（料金及び工事費）</p> <p>第43条 当社が提供する音声利用IP通信網サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、端末設備使用料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料 及び電話リレーサービス料 に関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。</p> <p>2（略）</p> <p>第2節 料金等の支払義務</p> <p>（基本使用料等の支払義務）</p> <p>第44条 契約者は、音声利用IP通信網契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1（基本使用料）、料金表第1表第3（付加機能使用料）、第6（ユニバーサルサービス料）及び第7（電話リレーサービス料）に規定する料金の支払いを、端末設備の貸与の申出を承諾した日から起算して端末設備の貸与の廃止があった日の前日までの期間（貸与を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第2（端末設備使用料）に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>ただし、当社は、利用回線の提供を開始していない場合は、IP通信網サービス契約約款に規定する契約者回線の提供開始日を音声利用IP通信網サービスの提供開始日とみなして取り扱います。</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の期間において、利用停止等により音声利用IP通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、端末設備使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料 及び電話リレーサービス料 （以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>4（略）</p> <p>第45条～第48条（略）</p> <p>第3節～第6節（略）</p> <p>第12章（略）</p> <p>第13章 損害賠償</p>	<p>第1章～第10章（略）</p> <p>第11章 料金等</p> <p>第1節 料金及び工事費</p> <p>（料金及び工事費）</p> <p>第43条 当社が提供する音声利用IP通信網サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、端末設備使用料、手続きに関する料金及びユニバーサルサービス料に関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。</p> <p>2（略）</p> <p>第2節 料金等の支払義務</p> <p>（基本使用料等の支払義務）</p> <p>第44条 契約者は、音声利用IP通信網契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1（基本使用料）、料金表第1表第3（付加機能使用料）及び第6（ユニバーサルサービス料）に規定する料金の支払いを、端末設備の貸与の申出を承諾した日から起算して端末設備の貸与の廃止があった日の前日までの期間（貸与を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第2（端末設備使用料）に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>ただし、当社は、利用回線の提供を開始していない場合は、IP通信網サービス契約約款に規定する契約者回線の提供開始日を音声利用IP通信網サービスの提供開始日とみなして取り扱います。</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の期間において、利用停止等により音声利用IP通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、端末設備使用料、付加機能使用料及びユニバーサルサービス料 （以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第45条～第48条（略）</p> <p>第3節～第6節（略）</p> <p>第12章（略）</p> <p>第13章 損害賠償</p>

(責任の制限)

第 58 条 当社は、音声利用 I P 通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その音声利用 I P 通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、音声利用 I P 通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声利用 I P 通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

(1) 料金表第 1 表第 1（基本使用料）、第 2（端末設備使用料）、第 3（付加機能使用料）、第 6（ユニバーサルサービス料）及び第 7（電話リレーサービス料）に規定する料金

(2) (略)

3～4 (略)

(注 1)～(注 2) (略)

第 59 条 (略)

第 14 章～第 15 章 (略)

料金表

(料金表目次)

通則

第 1 表 料金

第 1～第 6 (略)

第 7 電話リレーサービス料

1 適用

2 料金額

第 2 表～第 5 表 (略)

通則 (略)

第 1 表 料金

第 1～第 6 (略)

第 7 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用	
(1) 電話リレーサービス料の適用	契約者回線に係る移転又は契約者回線に係る第 1 種契約の解除と同時に新たに第 2 種契約を締結すること若しくは第 2 種契約の解除と同時に新たに第 1 種契約を締結した場合における当該暦月の電話リレーサービス料の適用については、継続して音声利用 I P 通信網契約を締結していたものとみなして取り扱います。
(2) 番号情報送受信機能	番号情報送受信機能の提供を受けている場合は、当社が付与する追加番号の数

(責任の制限)

第 58 条 当社は、音声利用 I P 通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その音声利用 I P 通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、音声利用 I P 通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声利用 I P 通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

(1) 料金表第 1 表第 1（基本使用料）、第 2（端末設備使用料）、第 3（付加機能使用料）及び第 6（ユニバーサルサービス料）に規定する料金

(2) (略)

3～4 (略)

(注 1)～(注 2) (略)

第 59 条 (略)

第 14 章～第 15 章 (略)

料金表

(料金表目次)

通則

第 1 表 料金

第 1～第 6 (略)

第 2 表～第 5 表 (略)

通則 (略)

第 1 表 料金

第 1～第 6 (略)

に応じて2（料金額）に規定する加算額を適用します。

2 料金額

料 金 種 別		単 位	料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
電話リレーサービス料	基本額	1 契約ごとに	1円 (1.1円)
	加算額	1 追加番号ごとに	1円 (1.1円)

(注1) 電話リレーサービス料は、電話リレーサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

(注2) 電話リレーサービス料の支払いを要する暦月は、1年毎に当社が別に定めるものとし、当社のインターネットホームページに掲載するものとします。

第2表～第5表 (略)

別表1～別表6 (略)

附 則 (令和3年6月24日経企第799号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第2表～第5表 (略)

別表1～別表6 (略)